

官民連携『ウォーターPPP』の導入について

1. 国の動向

内閣府に設置された民間資金等活用事業推進会議（PFI 会議）で PPP/PFI 推進アクションプランを策定しており、当初より重点分野の一つとして下水道があります。

令和 5 年度の改定により「ウォーターPPP」の導入拡大を図ることが決定し、令和 13 年度までに 100 件を具体化する目標値と令和 9 年度以降の污水管の改築に係る交付金要件として「ウォーターPPP」導入済みであることが示されました。

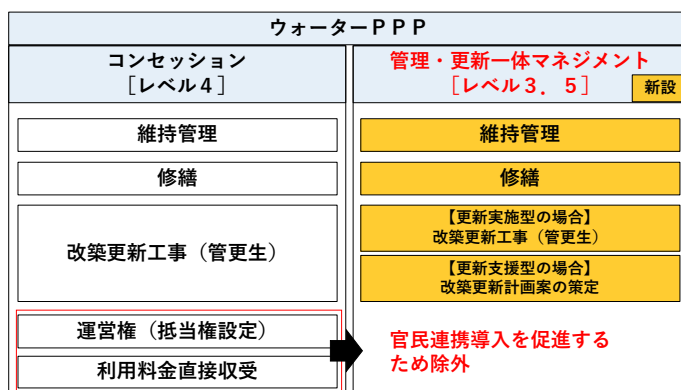
2. 市の動向

市内において導入検討についての打合せを実施し、『補助金の使用は必須』、『市内業者が入れる仕組みを構築』、『大規模では無く、小規模スタート』という方針のもと、ウォーターPPP導入可能性調査を実施することとしました。

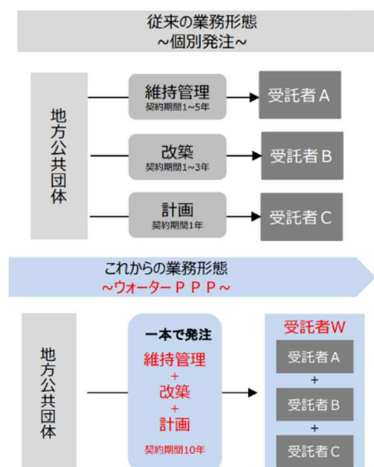
3. ウォーターPPPとは

コンセッション方式に段階的に移行するための官民連携方式。

施設の維持管理と更新及び改築までを一体的に長期間民間に委ねる官民連携方式で、計画から工事、維持管理まで一括で民間に委託する更新実施型と、計画及び維持管理を民間委託とし、工事は地方公共団体が発注する更新支援型の 2 種類があります。



出典：内閣府「ウォーターPPPの概要」（R5.6）



4. ウォーターPPPの4要件

① 長期契約（原則 10 年）

更新投資による維持管理の効果が発現する必要最小限の事業期間

② 性能発注

発注者が求めるサービス水準及び事業者が満たすべき水準の詳細を規定
（仕様発注：施設の構造、資材、施工方法等の詳細な仕様を定めて発注）

③ 維持管理と更新の一体マネジメント

更新実施型：維持管理、修繕、更新計画作成、更新工事。

更新支援型：維持管理、修繕、更新計画作成。（工事は市役所発注）

④ プロフィットシェア

民間による新技術の導入や創意工夫により生み出されたコスト削減分（プロフィット）を官民で分配（シェア）する仕組み。

5. ウォーターPPPの必要性

下水道事業が抱える、職員不足・技術力不足（ヒト）、更新需要量の増加・維持管理費の増加（モノ）、使用料収入の減少（カネ）といった課題の解決を目的として、民間企業のノウハウや創意工夫を活用した官民連携の導入が示されています。

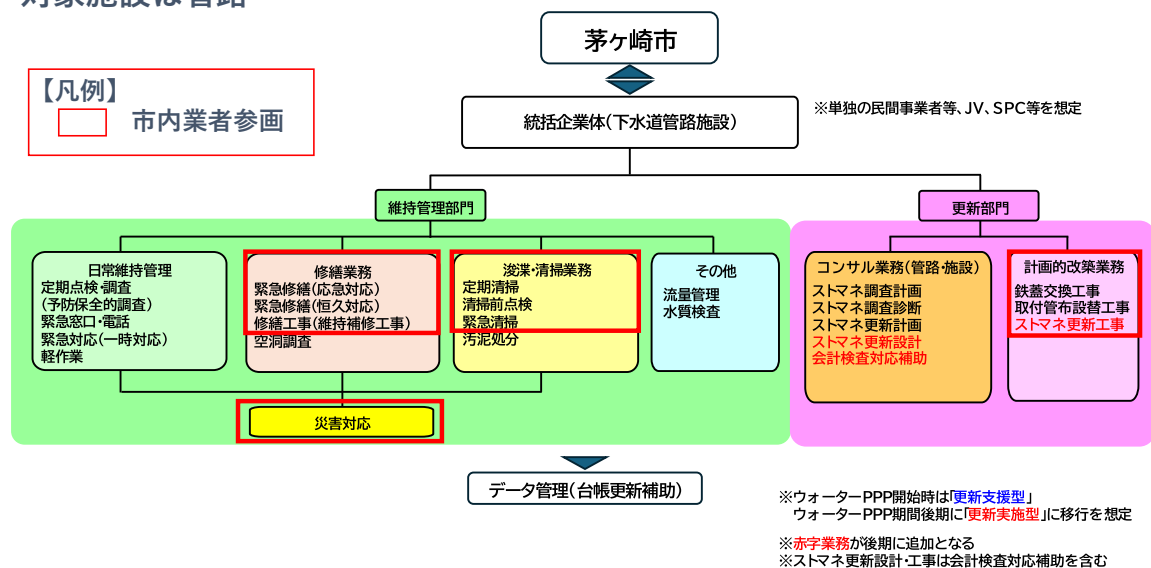
茅ヶ崎市としては、特に職員不足と改築更新需要量の増加に伴う事業費の増加といった喫緊の課題を解決するための手段として導入が必要と考えます。本来、改築更新需要の増加に伴い市職員の大幅な追加増員が必要なところを、民間事業者で補完するイメージとなります。

6. 茅ヶ崎市ウォーターPPP事業パッケージ（案）

ウォーターPPP事業パッケージの策定にあたっては、事業の先行事例が少なく、事業運営に係る諸課題、不確定要素が懸念されることから、事業運用開始時においては小規模スタートであってもウォーターPPP成立要件を満たす必要最小限を基本とし、茅ヶ崎市が独自に設定した道路陥没対策を含む事業パッケージとします。

項 目	方針（案）
事業類型	更新支援型（WPPP 運用開始時）、更新実施型（事業期間中の移行）
対象施設、対象範囲	線の施設（管きょ）、公共下水道事業計画区域（整備済）
概算事業費（年間）	3.5 億円程度（更新支援型）、9.5 億円程度（更新実施型）
事業期間	10 年間

対象施設は管路



7. ウォーターPPP導入後の市技術系職員の役割

ウォーターPPPの市指定職員として、統括企業体との連絡調整、出来形検査業務、モニタリング業務、年度協定・契約変更等の契約業務、また、ウォーターPPPに含まれない業務や、日々の維持管理業務に追われ、これまで対応が困難であった各種課題解決、加えて長期的な視点に立った維持管理手法の策定といった上流側の業務に従事することとなります。

8. 事業導入までのスケジュール

R7 年度：導入可能性調査、デューデリジェンス、マーケットサウンディング

R8 年度：導入可能性調査、入札・公告準備

R9 年度：入札公募

R10 年度：事業開始